

刈草の無料配布 ご案内！



河川堤防の刈草を活用しませんか？

河川堤防の刈草とは？



国土交通省が管理する全国の一級河川では、堤防の保全や異常の早期発見等を目的として、年2回の除草を行い、その際に刈草が発生します。

- 刈草活用例—
- ・ 野菜や果樹へのマルチング
 - ・ 堆肥化して、園芸や農作業
 - ・ 家畜への敷草 等

梱包作業▼



重信川の堤防除草で発生したばかりの刈草は、堤防付近に置いています。

必要な方は、ご自由にお持ち帰り下さい。

右の集積場にもありますのでご自由にお持ち帰りください。

上流で無くなってしまいましたら下流にも集積場(P3参照)がありますのでご利用ください。

【刈草】集積場所位置図(2箇所)



下
流
【箇所】

無料!刈草&堆肥

下流でも配布中!!

下流箇所(松前町)でも無料配布しています。

**下流集積場にも、刈草(梱包材)と堆肥もございますので是非
ご利用ください!**



【問合せ先】

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所

〒791-1113 松山市森松町454-47 TEL:089-958-8215 (平日8:30~17:15)

【最終ページの注意事項等を必ずご確認の上、お持ち帰りください。】

▼ 次項にて集積場所をご確認ください。

下流【箇所】

刈草(松前町 2箇所)集積場所位置図

①【集積場所】

✔ 松前町徳丸(堤防沿いの道路すぐ横)

高速道路高架下から西に進み、道なりに真っ直ぐ進み突き当たりを左へ。



②【集積場所】

✔ 出合橋下流(堤防上道路すぐ横)

出合橋南交差点(旧56号線)を西へ(河口方向)700mほど進んだ先にあります。



※ 必ずお読み下さい。重要なお知らせです！

堤防は、洪水から地域の安全を守るために大変重要な施設です。

松山河川国道事務所では、重信川・石手川の堤防に異常が無い点検・確認するため、毎年2回の除草を実施しており、大量の刈草・堆肥が発生しています。この堤防の除草で発生した刈草を、資源のリサイクルやコスト削減のため、農家・畜産家・酪農家や、その他の希望される方々に無料で提供いたします。

刈草・堆肥の提供を希望される方は、下記の提供の主な条件等及び注意事項を了承の上ご自由にお持ち帰りください。



提供の条件等

1. 刈草・堆肥の積込や運搬などは、一般の方に迷惑のかからないよう、また配布における事故やトラブル等の無いよう安全には十分配慮してください。
2. 積込・運搬等については、刈草の提供を受ける方の負担において実施してください。
3. 刈草・堆肥の譲渡・転売・換金など営利目的での使用は行わないでください。
4. 除草を行う前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミなどが混入している場合があります、農作物及び家畜等に事故等が発生する可能性があります。刈草・堆肥の提供を受ける方各自において用途に適しているか判断してください。
5. 引取った刈草・堆肥は、全量について責任を持って利用してください。

上記の条件について、発生した事故やトラブル等に関して国土交通省松山河川国道事務所は一切の責任を負いません。

注意事項

1. 刈草は、長方形に梱包して除草した堤防付近に置いています。
2. 一定期間を経過した後に残っている刈草は、回収して集積場所（表面位置図参照）において再配布しますので、堤防に梱包した刈草が無い場合は集積場所をご確認下さい。（梱包が解けている場合があります。）
3. 利用状況の把握と不法投棄防止の観点から、氏名や引取数量（概数）を確認させて頂く場合があります。
4. 予約や取り置きは受け付けていませんので、無くなり次第終了となります。
5. 除草の時期については、問合せ先へ確認して下さい。
6. 堤防入口の規制杭の解除が必要な場合は、問合せ先に連絡してください。
7. 適切にご利用して頂かないと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金などの処罰が科される場合があります。